

二人の五条后

——伊勢物語享受史より——

金 任 淑

一
 が、実際、業平と順子との年齢差は二十以上であるだけに、二人の関係を物語る『大鏡』の記事は、説話の始発をなすものとして注目されるのである。

二

『大鏡』には、『文徳天皇紀』と『陽成天皇紀』の二カ所に勢語と関連する記述が見えるが、これは、当時、すでに勢語が業平の事蹟として理解されていたことを意味し、まことに貴重な資料と言えよう。

まず、問題になるのは、五条后と関連する『文徳天皇紀』の中の、次のような記事である。

現在の伊勢物語（以下、勢語と略す）の研究者及び享受者の間には、『五条后』と言えば、まず勢語四段と五段の「東の五条」の「大后の宮」と呼ばれている藤原順子を思い浮かべらるだろう。順子は、太政大臣藤原冬嗣の女で、仁明天皇の皇后であるが、勢語の中で、その役目は二条后の後見人物に過ぎず、また主人公とされる業平とも直接的な係わりはない、いわば周辺人物的存在として描かれているのである。

しかし、『三代実録』貞観十三年九月条には、「后美姿色、雅性和厚」¹とあり、かなりの美人であったようである。そこから、早くも平安末頃の『大鏡』などには、業平との関連説話が見えるのである

（略）これを五条后と申す。伊勢語に、業平中將の「よひく

ことにうちもねな、ん」とよみたまひけるは、この宮の御事なり。『春やむかしの』なども³⁾。

『大鏡』の『文徳天皇紀』には、その母后である五条后順子の略伝が紹介された後、右のような業平との情事が語られているのであるが、一般的には、勢語の第四段、第五段と、後に増補されたと言われている第三段・第六段は、一連の二条后物語として理解されている。それだけに、『大鏡』のこの部分は、勢語の享受史において、特に注目される記事であるわけであるが、その内容を見ると、勢語五段の「よひ／＼ごとにもねな、ん」、四段の「春やむかしの」の詠歌の相手が、五条后であると言っているのである。これは、右に挙げた東松本以外にも、『大鏡』の諸本の中では、同じく古本系統に属する蓬左本・桂宮本なども、まったく同じ本文内容となっている。ただし、これら古本系統と違って、後に、大幅な付加がなされている増補本系統の岩瀬本には、このあとに、「いかなることに、二条后にかよひ申されける間の事とぞ承はり及ぶなり。『春や昔のなども』五条の御家とはべるは、わかぬ御中にて、その宮に養はれたまへば、同じ処におはしけるにや⁶⁾」とあり、後に増補された伝本では、古本系統の記述内容に疑問を示しているような注記形式となっている。

それでは、なぜ『大鏡』は、勢語四段・五段を、五条后順子と関

連づけているのであろうか。この問題に関しては、松本治久氏の、『作者が伊勢物語の本文を正しく読まないためにおこった不注意な誤り⁷⁾』であるとする指摘もあるが、説得力にとほしい。なぜなら、『陽成天皇紀』の部分に、「いかなる人かは、このごろ、古今・伊勢語などおぼえさせたまはぬはあらんずる」と書いた『大鏡』の作者が、当時、それほど有名であった勢語を大きく誤解していたとは考えられないからである。

それよりは、『大鏡』の原作者が見ていた勢語の本文が、どのような系統のものであったかを考えて見るべきであると思われるが、どうやら、『大鏡』のこの部分は、定家本系統ならぬ広本系統の勢語と関連性があるらしい。そこで、広本系統の諸本の、四段・五段の末尾部分と比較して見ると、四段の場合は、大鳥家旧蔵本は、定家本系統と同じく、「なく／＼かへりにける」とあるが、神宮文庫本・阿波国文庫旧蔵本などでは、そのあとに、「二條のきさきとぞ」という補入があるので、広本系統の中でも、「二条后」云々の部分がない大鳥本が、『大鏡』とかわりがある可能性が考えられる。

次に、五段の付加部分を見ると、定家本系統などは、「二条の後に忍びて参りけるを、」のようになっているが、広本系統は、全部が「二条后」が「五条后」になっているのである。

このように、『大鏡』に用いられた勢語は広本系統⁸⁾で、中でも大

鳥本に近いものではなかったかと思われるわけであるが、それでは、なぜ、『大鏡』の作者は、広本系統の本文を見ていたのであろうか。広本系統と言えば、まず六条家の人が用いた勢語本文という印象が強いが、前掲の『大鏡』の本文を見ると、『伊勢語』に「文徳天皇紀」、『伊勢語など』(陽成天皇紀)のような表現がある。「伊勢語」とは、勿論、『伊勢物語』を指しているわけであるが、このような書き方が、清輔本古今集にも頻繁に用いられているという事実には注意したい。

清輔本古今集には、本文の上・下欄に、清輔自身が加えた勘物があがあるが、そこで、勢語を引用する場合は、多く「伊勢語」という書き方をしている。例えば、卷十三・六三三番歌の勘物を見ると、本文の上欄に、

伊勢語云、ひとしれぬ我がかよひぢの——とよみければ、い
いたう心やみけり。あるじゆるしてけり。五条の后にしのみて
まいりけるお、ほのきこえありければ、せうとたちのまもらせ
給けるとぞ。件后、順子也。冬嗣大臣女、仁明女御、后。文徳
母后、又、号安祥寺后。²⁾

のように、『伊勢語』としてることがわかる。勢語五段の女主人公を五条后順子としていることを含めて、清輔ら六条家の勢語理解は『大鏡』のそれと共通するものがあつたようである。

以上のように、『大鏡』の「文徳天皇紀」のこの部分は、勢語を題材にしてはいるが、その本文は、定家本系統ではなく、六条家が用いたとされる広本系統(中でも大鳥本)に近いものであつたということが、五段の女主人公を「順子」としている点を含めて確認されるのである。

三

以上、考察してきたように、業平と五条后との情事は、広本系統(特に大鳥本に近い本)の勢語の本文により、『大鏡』に実録化されたのであるが、このような伝承は、『大鏡』からあまり時代が下らない『宝物集』にも見える。しかし、『宝物集』の本文は、諸本間の異同が甚だしいため、この説話が取られていない本もある。

今、ここで、『宝物集』の中での、この説話の有無及び内容の相異を諸本ごとに述べて見ることにするが、それにあたっては、小泉弘氏の系統分類¹⁰⁾を参考にさせて頂きたい。まず、それを整理して見ると、

①一巻本

②二巻本

③平仮名古活字三巻本系

④平仮名整版三巻本系

⑤片仮名古活字三卷本系

⑥第一種七卷本系

⑦第二種七卷本系

のようになる。この諸本間の前後関係や各系統の性格などの研究は、小泉氏のこのような分類をもととして、最近は大島薫氏によって詳細になって来ているが、詳しい言及は避け、本稿の主題である五条后関連部分に限って、諸本間の異同を考察して見ることにする。

まず、一卷本と平仮名古活字三卷本系統には、この説話が収録されていない。

しかし、これら二つの系統より後の書写とされる片仮名古活字三卷本系の統群書類従本には、

五条ノ后ハ太政大臣冬嗣ノ息女ニ〔テ〕仁明天皇ノ后也。業平

ノ中將ニ値給テケリ。サモトテハ、ニアイタル御年ノ程カハ。

后ハ四十二。中將ハ二十五トゾ申タルメル。

のように、業平と五条后との伝承が簡略に述べられている。また、諸本の中には、このような内容の記事のあとに、例証歌まで付加されている本もある。第一種七卷本系（元禄整版七卷本とも）の大日

本仏教全書本がそれであるが、該当部分を見ると、

五條ノ后ハ太政大臣冬嗣ノ御息女ニテ、仁明天皇ノ后也。業平
中將ニ値給テ、優シキ事ドモ侍リケリ。サレバトテ値給ヘル

御年カハ。后ハ四十二ニテオハシケルニ、中將ハ廿五トゾ申
タメル。

月ヤアラヌ春ヤ昔ノ春ナラヌ我身ヒトツハモトノ身ニシテ

のように、①と②の部分が補充されている。¹⁴⁾ また、片仮名古活字三卷本系より後の成立とされる第二種七卷本に属する完本である九冊本と、同系統の身延山久遠寺本なども、この元禄本系と同じ記述になっている。

このように、『宝物集』の諸本の中では、五条后と業平との説話がない本と、言及されていても説話部分だけの本と、例証歌まで付け加えられた本など、様々な形の本があることがわかるのであるが、ここで注意したいのは、業平と五条后に関する言及が見えるこれらの本での二人の年齢の設定が、後述する勢語古注の中、知顕集に酷似しているということである。

これをどう考えればいいのか。

『宝物集』の中で二人の説話の所収状況から言えるのは、まず、古本系の一巻本の『宝物集』には、この話が見えない。それが、片仮名古活字三卷本の段階には、この話を取り入れられているということは、少なくとも片仮名古活字三卷本以前には成立していた知顕集の内容が『宝物集』の成立のある段階で採用されていることを意味するのではないかと思われる。

以下においては、このように、『宝物集』への何らかの影響が認められる知頭集系統の勢語古注を中心に、二人の伝承がどのように展開していくのかを見てゆくことにする。

四

中世勢語古注の特色は、周知の通り、物語の登場人物すべてに実名をあて、それに荒唐無稽な内容を持つていにあることが、知頭集は、そのような古注の中でも、特に古いものである。

知頭集には、大きく二つの系統があるが、ここでは、両系統を比較しながら考察して行きたい。

まず、書陵部本（三条西家本系統）和歌知頭集¹⁶には、二七段・一一一段に五条后と業平との関係が語られている。二七段を見ると、「むかし、男、女のもとにひとよいきて、又もいかずなりにければ、女、手あらふ所に、ぬきすをうちやりて」の女を、「冬嗣のおとゝのむすめ五条后也」としており、業平と違ったのは、「仁明崩御のとし、はじめてまいる。その年、后四十二、なりひら廿六歳也」となっているが、この部分は、前述したように、『宝物集』での二人の年齢設定とはほぼ一致している。

また、鳥原松平文庫本（群書類従本系）知頭集にも二六段・二七段に二人に関する記述が見える。

まず、二六段の「五でうわたりなるおんな」を「にんめうてんわうのまさき、じゆんし、五でうの後」と把握した上で、二七段をも、女を、「ささの五でうのまさきなり」とし、業平との関係を語っている。しかし、書陵部本のように、二人の年齢の記述は見えず、

これはかしやう三ねんに、みかどほうぎよしたまひければ、りやうあんむねかずしゆつけしてうせにければ、おなじく三ねん六月に、みかどの一百かのつきに、御ふみをたてまつりて、後の御けしきをうかゞいて、まいりたりける。のち、なを、そめどのに、心ひかれければ、その事をのみ思ひて、かの御かたへ、またままいらざりければ、おんな、いたくなげき、月日へけるに

とあり、二人が逢ったきっかけから恋の成り行きまでが、かなり具体的に説明されている。

また、一一一段も、両本、五条後の物語になっているが、その内容に大差はないので、書陵部本を引いて見よう。

鳥、むかし、男、やうごとなき女のもとに、なくなりける人をとぶらふやうにて、といへり。風、この女は五条后也。なくなる人は仁明天皇也。りやうあんのとし、とぶらひたてまつるやうにて、御気色をうかゞひけるほどに、御そくよかりければ、やがて、それにつきてまいりける也。

とあって、業平と逢った時期を、「仁明天皇」の「りやうあんのとし」²⁰と設定しているのは、二七段と同じであって、知頭集内部で内容の統一がはかられているのがわかる。

以上のように、知頭集においては、五条后と業平との関係を、二七段と一一一段の中で語っているのであるが、二人の恋愛のきっかけを、仁明天皇の崩御の後としているのが共通点として指摘される。

しかし、五条后と業平が出逢った時を、仁明天皇の崩御の後と設定している注釈書は、ほかにもある。その代表的なものとしては、残念ながら、現在七七段以後しか残っていない「彰考館文庫本伊勢物語抄」²¹が挙げられる。この注釈書も、物語の人物に実名を当てる点では、中世の他の注釈書と基盤を共にするのであるが、現存している七七段以後だけを見ても、五条后に関する記述がかなり見え、五条后の伝承を伝える注釈書としては、知頭集とともに、欠かせない存在であると言えるだろう。

七七段以後においては、一一六段、一一八段、一二三段が五条后の物語になっている。

まず、一一六段を見ると、「浪間より見ゆる小鳥のはまびさし」の歌に関して、「ふかくさのきささ²²した²³がふ²⁴このもとへまいらせられけるなり」とある。

次の一一八段では、「久しく音もせで忘るる心もなし」について、

「仁明天皇、嘉祥三年に崩御。五条のきささ²⁵した²⁶がふ²⁷こと業平仁寿元年四月のころより、きささ四十二、業平ふかくさにすみ給ける程に」と語っており、「久しく音も」しなかったのは、業平が宮仕えに忙しかったからだと説明している。ここで、注目すべきは、二人が逢ったきっかけと五条后の年齢が知頭集と同じ設定になっているが、その舞台が「深草」となっている点は、知頭集には見当たらない独自の部分であると言うことである。それは、前述の一一六段にも「ふかくさのきささ」となっていることから確認できる。

次に一二三段を見よう。そこにも、

仁明天皇うせ給てのちに、仁寿のころより、業平と深草にすみ給ひけるが、したがふこは、御とし四十よ、なりひらは、いまだわか、りければ

と共通した設定になっている。なお、このあと、二人の恋が破局を迎えるのは、「業平」おもひうつるかたおほくて、この秋になりければ」としており、業平の心变りのためであるとして、業平を多くの女性を遍歴する色好みの存在として把握しているが、これは中世の他の注釈書にも共通して見える傾向である。

このように「彰考館文庫本伊勢物語抄」においても、業平と五条后が逢った時期や年齢設定が知頭集と共通したものになっているが、その舞台を「深草」としているのは、「深草」が物語の場所となっ

ている一二三段を、「五条后物語」として把握していたこの注釈書独自の解釈に基づいている。

しかし、業平において五条后は、年上の恋人として、その恋は持続せず、業平の心変りのため、自分の身の上を歎く女性として描かれている点などは、知頭集にも窺え、やはり、「彰考館文庫本伊勢物語抄」も、知頭集と同じ基盤をもつ注釈書ではないかと考えられる。

知頭集は、中世勢語古注を代表するものであるだけに、その影響の下で生まれた末書らしきものも存在する。知頭集系統の末書としては、「知語知頭集」²²「神風知頭正義集」²³などがあるが、「和語知頭集」の場合は、初段から二八段までが欠落しているため、二六段・二七段の叙述が、どのようになっているかは残念ながら確認できない。また、二八段以後においても、五条后に関する言及は見えない。それに対して、「神風知頭正義集」には、二七段・一一一段に該当部分がある。まず、二七段の注を見ると、

きさいのみやの御哥也。うつれるかけをこらんじて水の下にもありとよみ給えるなり。

のように、「わればかり物思ふ人は」の詠歌の主体を五条后としているのがわかる。

また、一一一段の、「いにしへはありもやしけん」の歌に対して、

業平哥也。仁明崩御之後、順子七条の後の御もとに御心をとぶらひたてまつるやうにてけしやうしたてまつりし事也。

と注した後、その返歌「したひものしるしとするも」を、「五条后御哥也」としているのである。しかし、ここで一つ、問題になるのは、順子を、「七条の後」としている部分であるが、すぐ後には、「五条后」と改めて表記されている点から、「七条の後」は「五条の後」の誤写と見るべきであろう。

このように、知頭集の影響下に生まれた末書においても、五条后と業平との伝承がそのまま受け継がれているのが確認できるのである。

五

以上のように、五条后は、平安末期の物語と説話集、及び中世の勢語古注である知頭集とその末書には、仁明天皇の後で、藤原冬嗣の女である順子のこととして理解されてきたわけであるが、知頭集と並んで、中世古注のもう一つの大きな流れをなす冷泉家流古注においては、五条后を順子とする理解がなく、文徳天皇の後で、染殿后と呼ばれた藤原明子こそが五条后であるとしていたのである。

実際、「冷泉家流伊勢物語抄」²⁴を見ると、順子に対する記述はほとんど見えず、その代わりに明子を五条后とした上で、業平との関

係を語る部分が多いのである。

それでは、まず、勢語四段の注を見ることにしよう。そこには、「東の五条」の「大后の宮」を「染殿后」とし、染殿后が五条后とも称されたのは、「文徳天皇、始は内裏西五条、後には清和にゆづりて東五条に内裏を作りて住給ふ」ようになったからであると説明しているが、染殿后明子が東の五条に移ったという記録は見当らず、これは五条后明子説を成立させるためのこじつけに過ぎないと思われる。

また、五段の「あるじ」についても、知頭集とその系統の注釈は、当然「順子」と理解しているが、「冷泉家流勢語抄」は、「あるじとは、五条后也」としているものの、「是は二条后の御しうとめ染殿の后也」と断定している。

冷泉家流古注が、このように、五条后を明子と捉えているために、知頭集の二七・一一一段及び、「彰考館文庫本勢語抄」の一六・一一八・一二三段などに見える業平と順子との伝承も、まったくと言っていいほど言及されておらず、代わりに、染殿后と業平との関係を語る部分が、大幅に増加している。しかし、今、ここでは、はなはだ数多い業平と染殿后との恋愛説話の中から、問題になる五条后を明子としている部分に限って見てゆくことにする。

五条后を順子ならぬ、染殿后明子の別称として把握する態度は、

このように、冷泉家流古注から見え始めたと言えるが、それと同じ立場をとる注釈書はほかにもいくつが存在する。まず、勢語と源氏物語の登場人物十二人をそれぞれ挙げ、両者を比較する「伊勢源氏十二番女合」²⁵には、五条后の項目に、

文徳天皇の大后宮にて、(略)、世継の物語などにもこの君をば花にたとへ奉るにこそ。ちちの君の老をさへはばへ給ばかりにとなつてゐる。ここで、「世継の物語」というのは、「大鏡」のことであるが、「大鏡」の「太政大臣良房」の条に同じ記述が見える。²⁶

いずれも、「古今集」春上・五二番の、良房が娘である染殿后の前でよんだ「年ふればよはひは老いぬ」の歌と詞書からの引用である。このように、「伊勢源氏十二番女合」は、その終りの、勢語と源氏物語の女、十二人の実名を示す部分においても、「五条大后宮忠仁公良房女」と注するように、明らかに明子のことを五条后として理解しているのがわかる。

次に、「伊勢物語難義注」²⁷を見ると、「わがかよひ路といふ事」を説いて、「むかし、めい^{明子}この后、五条におはしましし時、(略)、あるじといふは、そめどの、^{明子}後の御事也」とあり、やはり、勢語五段の「五条のわたり」の人を明子としている。

五条后を明子とする見解は、このように、冷泉家流古注を初めてする中世の勢語注釈書に共通して示されているわけであるが、中世

の古今集注釈書の代表的な存在である、「毘沙門堂本古今集注」において、同じ傾向が見える。巻十五・恋五・七四七の「月やあらぬ」の注を見ると、

五條后ト云者、順子ニハ非ズ。染殿ノ后ノ御事也²⁸

となっており、五条后を順子と見る説を強く否定している点において、冷泉家流勢語古注と同じ理解を示しているのがわかる。

以上に見てきたように、冷泉家流の注釈では、五条后を順子と見る知頭集の説とは異なって、染殿の后とも呼ばれている明子をあてているのであるが、この根拠はどこにあるかと言えば、勢語六五段末尾の、「大御息所も染殿后也。五条后とも」という注記めいた部分の解釈上の違いから起因したのではないかと思われるのである。

つまり、この文章は、「大御息所は、染殿の后である。あるいは、五条の后順子とする伝えもある」と読むのが普通であるが、一方では「大御息所は、染殿の后である。また、その染殿后を五条后とも称した」というように読むこともできるゆえに、冷泉家流古注の五条の后明子説が生まれたものと思われる。四・五段の五条の太后をも「染殿后明子」と考えたのは、以上のような理解に基づいているのである。

しかし、冷泉家流古注が、このように解釈した原因は、勢語内部にあったと言えるのではないかと思われる。

勢語は、周知の通り、一回的に作り上げられた作品ではなく、原型勢語を中核として何段階にもわたって成立したというのが通説になっていたのであるが²⁹、まず、原型勢語からあったとされる四段・五段を見ると、主人公である二条后が伯母である五条后順子のもとに仕えている設定になっている。それに対し、後になって増益されたと見られる六段と六五段では、まず、六段を見ると、その文末が「これは二條の後のいとこの女御の御もとに仕うまつるやうにてお給へりけるを」となっているし、六五段にも、「おほやけおほして使う給ふ女」の「いとこ」という記述になっており、二条后がいとこの女御に当る染殿后明子のもとで仕えていることになっているのである。

要するに、二条后は、原型勢語の中では、五条后順子に仕えていることになるし、増益段階においては、染殿后のもとへと状況設定が変ってしまう。そのためか、六五段文末の問題とされる部分においては、六五段冒頭が「いとこ」の女御となっているから、「大御息所も染殿后也」で終るのが自然なのに、四・五段をも意識したせいか、「五条后とも」のような一文が加えられている形になってしまったのではなからうか。

そのため、冷泉家流古注は、六五段のように勢語の成長過程の中から生じた矛盾を合理化し、内容の統一を図るため、勢語における

五条后を全部、明子と決めつけてしまったのであろう。

六

このように、冷泉家流の注釈から始つた、五条后を明子と見る伝承は、全般的に荒唐無稽な内容を持つ古注の世界にとどまらず、古注以後、実証的な姿勢を基本とする一条兼良の「愚見抄」に代表される室町中・後期の注釈書にも、大きな影響を及ぼしている。

ここで、まず、「愚見抄」の四段の注を見ると、

おほきさいの宮とは、皇太后也。(略)こ、には染殿の後藤原明子の事をいへり。(略)又、五条の後とも申す。閑院左大臣御女順子をも五条の後と申す。同御所にすみ給へるゆへなり。

とある。このように、物語の登場人物に実名を当てる古注のような注釈態度をあまり好まない「愚見抄」も、「おほきさいの宮」を染殿后と見ているし、その別称を五条后と注している点は、冷泉家流古注の説をそのまま、受け継いでいる。しかも、注意すべきは、その後に、順子もまた五条后と称されたとし、それは、二人が同じ所に居住していたからだと説明している点であるが、それは、古注の如く一方的に五条后明子説を主張するだけではなく、五条后を順子のこととする説も無視できないゆえの処置であらう。

このように、五条后明子説は、古注との分岐点にある「愚見抄」

にも依然として残っているのであるが、このような把握は、室町後期の注釈史における中心的存在である宗祇・三条西家の注釈にも受け継がれている。

まず、宗祇の勢語講義を弟子の肖柏が聞書した「伊勢物語肖聞抄」の四段と五段の注では、

(略) 大后宮、染殿后也。清和母后也。五条の後とも申す。

(四段)

(略) あるじき、つけて、染殿后事也。(五段)

のようになっているが、「愚見抄」のように、五条后は染殿后明子のこととし、順子とする説については一切言及していない。

次に、同じく宗祇の講義を宗長が聞書した「伊勢物語宗長聞書」においても、

(略) おほきさいの宮、染どの、后也。忠仁公の御むすめなり。

(四段)

東の五条わたり、そめどの、后なり。(略) あるじ、染殿の後なり。(五段)

とある。

また、三条西実隆と公条父子の説を、清原宣賢がまとめた「惟清抄」にも、

おほきさいの宮 染殿の後也。順子を五條后と申す。染殿の後

をも五條后と申す。(四段)

東五條わたりに上にいへると同所也。(略) あるじ 柴殿の后也。(五段)

とあり、順子もまた、五條后と呼ばれていたということは認めながらも、四段の五條后は、柴殿后であると言っているのである。

このように、「愚見抄」以後、宗祇・三条西家の注釈においても、五條后を明子とする冷泉家流古注の説は強い影響力を持っていたのであるが、しかし、三条西実隆流と言われている「伊勢物語系図」の注の場合は、その性格を異にしている。五條后の項目を見ると、

五條后、嘉祥三年四月二日御門崩御とぶらひたてまつり給やうにて御気色をうかゞひて、この御もとにまいる。業平廿六、后四十二の年の事也。

とあって、この内容は知頭集系統の注釈と同じく順子を五條后と見ているのがわかる。

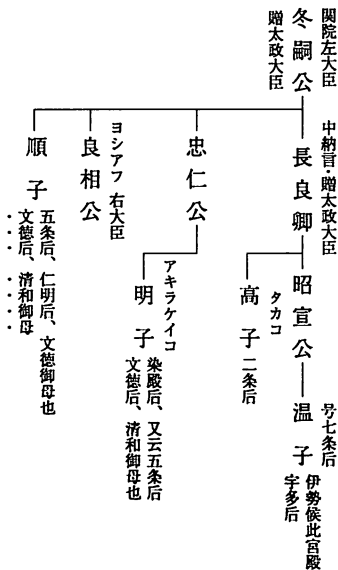
この系図は三条西実隆が書写した系統のものだが、内容は実隆よりかなり古いのではないかと思われるのである。

以上、宗祇・三条西家流の注釈における五條后の解釈の様態を見てきたわけであるが、室町時代の勢語注釈の集大成であり、江戸初期の勢語享受の研究にも大きな影響を与えた、細川幽斎の「伊勢物語闕疑抄」になると、冷泉家流の古注以後、ずっと伝えられてきた

五條后明子説に関する新しい解釈が見えはじめた。

それでは、四段の注から見てみよう。

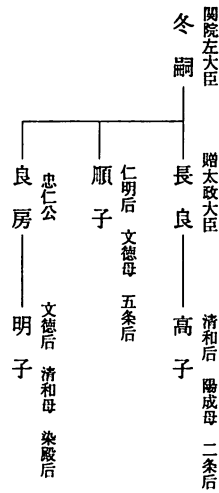
おほきさいの宮は、五條の後也。皇太后宮順子。明子歟。関院左大臣冬嗣公女、文徳天皇の后、清和の母后也。(略) 二條后は五條后の兄、長良の御の女也。



この部分は、五條后に関する混同が見える好例であるが、まず、五條后を「皇太后宮順子」としたあと、「明子歟」としていて、疑問を示している。次に、①の部分は順子であり、②は明子を示しており、③は再び順子のこと示しているのに間違いない。それから、注のあとに載せられている系図においても、順子と明子との混同が

見えるのである。

しかし、そのような混同が、六五段の、「おほみやすん所もそめど、きさきなり。五条のきさきとも」の注には、



此注に不審あり。五条后は順子。染殿后は明子と系図にみえたり。猶可勘之。

とあり、六五段では順子のことを五条后、明子を染殿后と再び整理されており、四段で生じた矛盾を解決しようとしている。

このように、五条后を明子と把握する伝承は、「伊勢物語闕疑抄」の注の中で、過渡期的変化を示すのであるが、同じような混乱は、北村季吟の「拾穂抄」にも見られる。四段・六五段の注を見ると、

おほきさいのみや 一、皇太后宮也。天子の母を申す詞也。こ、には、染殿の後藤原明子の事をいへり。太政大臣良房公の御女、文徳天皇の後、清和の母后。貞観六年正月、皇太后に立給ふ。畧註・清・染殿の後也。順子を、五条后と申す。染殿の後をも

五条と申也。(四段)

五条の後とも 師、染殿の後を、おほみやすん所とも、五条の後とも申と也(六五段)

のように混乱したままで書いている。この「拾穂抄」は、懋見抄・肖聞抄・惟清抄・闕疑抄の四つの注に、師の貞徳の説を加え、さらに私説をも記しているのであるが、全体的に言えば、独自の説がなく、三条西家流の影響の下で、諸注を集成したものであるゆえに、矛盾する諸説をそのままに用いているのである。「冷泉家流伊勢物語抄」に始まる誤った説から脱却するのは、契沖の「勢語臆断」を待たなければならなかったのである。

「勢語臆断」の四段の注には、

五条皇太后、諱順子。(略)下に染殿后を又は五条后といふよし注せれど、五条后とは順子を申すべり。又染殿后は貞観六年正月七日に皇太后と申たれば、それよりさきの皇太后なれば、まぎれもなく順子なり。

とあり、五条后が順子でなければならぬ理由を、具体的に説明している。また、六五段の、「おほみやすむ所も……」の部分を書して、「(略)五条后は順子をこそ申すを、今注せるやうおほつかなし」とあり、五条后を明子とする通説を「おほつかなし」としているのである。

このように、五条后を再び順子と把握するのは、「勢語臆断」で始まるが、以後の注にも同じような傾向が見える。

「伊勢物語古意」の四段も、「五条のおほきさいの宮」を順子と把握している。また、その頭注においても、

文徳實録、嘉祥三年四月、詔曰、朕親母藤原氏^一皇大夫人^二上奉^三、同月又曰、皇大夫人移^三御東五條院^一、警蹕威儀^一擬^二乘輿^一とみえたり

となっており、文献による実証的な注釈態度でもって、五条后が順子であることを説明しているのがわかる。

「童子問」の場合も、五条后を順子と断定している態度には、前掲の二つの注釈書と変りがない。また、「伊勢物語新釈」の四段の注も、「古意」と同じく、「文徳実録」の同じ部分を引いて、五条后は順子であることを説明している。

以上に見てきた江戸時代の注が、このように五条后を順子とする説を再び取り挙げているのであるが、これらの注に共通している特徴は、文献に依拠した実証的な注釈態度で一貫していることであり、それは、伝承を重んじる中世古注の注釈方法とは大きく異なっている。このように、契沖あたりから始まった実証的・学問的な注釈の影響で、五条后を順子と見る説は、以後、何の異論もなく、現在まで通用されるようになったのである。

【注】

1 太皇太后順子の崩御の記述のあと、その略伝の中での一部記事である。

2 片桐洋一先生『伊勢物語の研究・研究篇』参照。

3 日本古典文学大系『大鏡』の底本である東松本による。

4 角川文庫38に収録

5 古典文庫7に収録

6 日本古典文学大系『大鏡』の補注に引いた部分による。

7 松本治久氏「大鏡に語られた『業平の情事』―東松本と八巻増補本にみる「伊勢物語」の記事の扱い方―」（並木の里25号）

8 塗籠本系統の諸本も、三段の文末形式を、「五条后」と表記しているし、五段の、「二条后に忍びて」の部分を用意的に削除していることから、三・四・五段を一連の五条后物語と把握していたようである。

9 尊経閣叢刊に収められている前田本により、私に濁点・句読点を施した。なお、宮本本（日本古典文学会の影印本）には、この部分、「伊勢物語云」になっているが、他の部分においては、「伊勢語」とある所が多い。

10 小泉弘氏『古鈔本宝物集・研究篇』貴重古典籍叢刊8、角川書店、昭和48年

- 11 「宝物集諸本の系統―元禄本について―」（『国文学』65号・関西大学国文学会、平成元年1月）、「宝物集諸本の系統―二巻本系後出の二系統について―」（同・66号・平成元年12月）、「宝物集諸本の系統―二巻本系本文の位置をめぐって―」（同・67号・平成2年11月）
- 12 統群書類従、第32輯下・雑部による。
- 13 大日本仏教全書147による。
- 14 ここで問題になるのは、片仮名古活字三巻本系と元禄本系のうち、どちらを古い形と見るべきかであるが、これに関する見解は様々であるらしく、例えば、小泉弘氏は、「広本である、元禄本より、省略した後のものが片仮名古活字三巻本」と見ている。それに対して、大島薫氏は、元禄本を、「第二類七巻本、片仮名古活字本、平仮名整版本より後」とし、その成立は、「近世（寛永）以後を溯るものではない」と見ておられる。
- 15 古典文庫258に所収（吉田本系）
- 16 古典文庫283の〈中世古写本三種〉に所収
- 17 大島氏によると、この片仮名古活字三巻本は、分量の少なさと、説話の多さを兼ね備えた、近世初期の片仮名略本を代表するものであると指摘しておられる。
- 18 片桐洋一先生『伊勢物語の研究・資料篇』の本文による。
- 19 注18に同じ。
- 20 統群書類従系統の鳥原松平文庫本には、「にんみやうてんわうほうぎよのとき」となっているが、内容における大差はない。
- 21 以下の引用は、注18に同じ。
- 22 天理図書館善本叢書『和歌物語古註集』に収録されている。
- 23 以下の本文引用は、天理図書館善本叢書『和歌物語古註集』により、私に濁点・句読点を施した。
- 24 以下の引用は、注18に同じ。
- 25 以下の引用は、注18に同じ。
- 26 『大鏡』という書名は、鎌倉初期建久頃（一一九〇―一一九九）に成立していて、古くは、「世継が物語」（愚管抄）、「世継の翁が物語」（六百番歌合）、「世継物語」（袋草子・中古歌仙三十六人伝）などと呼ばれていた。
- 27 「（略）御女の柴殿後の御前にさくらはなのかめにさ、れたるを御覧じて、かくよませ給へるにこそ。としふればよはひはおいぬ、しかはあれど、はなをしみればものおもひもなし。后をはなれたとへ申させたまへるにこそ」（『日本古典文学大系本による』）
- 28 注18に同じ。
- 29 『未刊国文古註釈大系』第四冊による。

- 30 片桐洋一先生『伊勢物語の研究・研究篇』参照。
- 31 以下の引用は、注18に同じ。
- 32 以下の引用は、注18に同じ。
- 33 以下の引用は、注18に同じ。
- 34 続群書類従本18輯下に所収。
- 35 以下の引用は、注18に同じ。
- 36 以下の引用は、注18に同じ。
- 37 以下の引用は、『伊勢物語古註大成』（日本文学古注釈大成）による。
- 38 以下の引用は、『契沖全集』（岩波書店）による。
- 39 以下の引用は、『賀茂真淵全集』による。
- 40 『荷田全集』一巻参考。
- 41 注37に同じ。

なお、本稿は、平成七年十一月十八日、京都女子大学において行われた関西平安文学会第十四回例会における発表を整理したものであります。その際、御教示を賜りました先生方に心から御礼申し上げます。